

浜松労働基準監督署

署長 土屋 洋（昭和 60 年入省）



現在の業務内容について

監督署の業務は、監督関係、安全衛生関係、労災補償関係に分かれます。

一般の方は何もなければ監督署を利用することはないのですが、問題が生じて来署された時などには、専門職の各職員が適切に対応することが求められています。署長はその監督署業務全体のマネジメントを行うことが主な役目です。

また私が今の役職で内部的に意識していることは、職員の働き方の見直しについてです。民間だけでなく、国の地方機関においても毎年時間外勤務の縮減が課題になっています。仕事は所定勤務時間内で行うものであり、業務と勤務時間を上手くコントロールできるよう指導しています。

自分の対外業務では、監督署を代表して事業主団体の集まりなどに出席して、労働行政の取り組み内容を説明したりしています。

経営者などを前に監督署の代表として発信して、頷いて聴いていただいている時には充実感があり、恥ずかしい発信内容とならないよう日々勉強が必要だと感じています。

労働局を選んだ理由

私は昭和60年に労働基準監督官に任官しました。

受験前にヘルメットを被った監督官が建設現場の監督指導を行っている写真を見ました。写真に何かを感じたのか、監督官を選んでいました。

福島局を初任地としてスタートし、4年目から現在まで静岡局で勤務しています。任官から30数年が経ちましたが、自分の職業選択は間違っていなかったと思います。

監督指導では、労働災害防止に少しは貢献できたと思いますし、労働者の賃金不払事案を解決した時にはやり遂げ感など監督官だから経験できたことが多々あり、いろいろな「労働の現場」やその時対応した「人」との経験は、自分を成長させてくれたように思います。

皆さんへのメッセージ

「労働行政」を担う労働局は、労働者の求職段階から採用、勤務、退職という流れの各ポイントで仕事をしています。労働局の業務はそのポイントごとに「職業安定」、「労働基準」、「雇用均等」の分野に分かれています。

公務員試験を受験された皆さんは、労働局の仕事内容をよく知っていただき、自分が何をしたいか気持ちを整理して、最終的に労働局を選んでいただけると嬉しいです。仕事を知るためには職場見学会に参加して、自分の目で職場や職員の仕事ぶりを見てみるといいと思います。

何か感じるものがあれば、それは一つの縁ではないかと思っています。

私は千葉県出身で、最終的に千葉局で勤務するつもりがなぜか静岡局に定着しています。